

大阪府南部流域下水道事務所

条件付一般競争入札 入札説明書

入札参加者は、大阪府南部流域下水道事務所が行う大和川下流流域下水道外 今池水みらいセンター外 金属スクラップ売払い業務(単価契約)に係る条件付一般競争入札において、この「大阪府南部流域下水道事務所 条件付一般競争入札 入札説明書(以下「入札説明書」という。)」のほか、「入札公告」及び「入札心得」の内容を遵守するとともに、「単価契約書(案)」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札公告等の交付等

「入札公告」及び「入札説明書」等、入札に参加するために必要となる資料(以下「入札公告等」という。)を、入札参加希望者に対し、交付する。

(1) 入札公告等の交付

(2) ア 交付日

「入札公告」による。

イ 交付方法

大阪府南部流域下水道事務所(以下「事務所」という。)ホームページからのダウンロードにより交付する。

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/o130390/kinzoku_nambu.html)

(3) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」による。(「入札公告」の「5 交付書類一覧」参照)

2 予定価格の公表

「予定価格」については、下記のとおり公表する。

(1) 公表日

入札結果とともに公表する。

(2) 公表方法

事務所ホームページにて公表

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/o130390/kinzoku_nambu.html)

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

(2) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関からの取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者であつて、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者((1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者((1)キに掲げる者を除く。)でないこと。
- (9) 府を当事者の一方とする契約(府以外のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。

4 入札参加申請手続き

入札参加希望者は、次のとおり参加資格確認申請書を事務所に電子メールにより提出(以下「入札参加申請」という。)し、本府の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び参加資格確認通知書の参加資格の有無欄において「無」と通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請

ア 申請期間

「入札公告」による。

イ 提出方法 入札参加希望者が事務所に電子メールにより提出する。なお、本府が送信する受信確認の電子メールを必ず確認すること。

参加資格確認申請書の形式は Microsoft Word DOC 形式とする。

ウ 提出先

下記のアドレスに送信し、送信したことを電話連絡すること

nambugesui-g09@gbox.pref.osaka.lg.jp

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

事務所に於いて入札参加申請を受け付けた場合、入札参加資格の有無について審査を行い、その結果について、次に掲げるところにより、入札参加希望者に対して交付する。

ア 審査の結果、入札参加資格を全て満たした者には、『参加資格の有無』欄に『有』と記載した入札参加資格確認書を電子メールにより送付する。

イ 審査の結果、入札参加資格を一部でも満たさない者には、『参加資格の有無』欄に『無』と記載した入札参加資格確認書を電子メールにより送付する。

6 『入札参加資格の有無』欄に『無』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者に対する理由説明

- (1) 『参加資格の有無』欄に『無』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者は、その理由に疑義がある場合は、理由書に記載されている期限までであれば、本府に説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合は、事務所の長に対して、電子メールにより行う。
- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、電子メールにより行う。
- (4) (1)により説明を求めた者が入札参加資格を全て満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者に対して、入札参加資格確認書を交付する。

7 仕様書等の交付

- (1) 交付期間 「入札公告」による。
- (2) 交付方法 事務所ホームページからのダウンロードにより交付する。
URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/o130390/kinzoku_nambu.html)
- (3) 交付する仕様書等の内容は「入札公告」による。（「入札公告」の「5 交付書類一覧」参照）

8 入札公告、仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問期間

「入札公告」による。

イ 質問方法

電子メールにより提出する。

ウ 提出先

次のアドレスに送信し、送信したことを電話連絡すること。

nambugesui-g09@gbox.pref.osaka.lg.jp

(2) 質問書に対する回答

回答には重要事項等が含まれることがあるため、入札参加者は必ず回答の確認をすること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

ア 回答日

「入札公告」による。

イ 回答方法

事務所ホームページにおいて公開する。

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/o130390/kinzoku_nambu.html)

9 入札書の提出

(1) 入札書の提出期間及び場所

「入札公告」による。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書は指定する様式により提出するものとし、その方法は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）によるものとし、電子メールによるものは受け付けない。

イ 入札書を入れた封筒の表に案件名を記入し、入札書在中と朱書きするとともに、封筒の裏に入札者の所在地及び商号又は名称を記入すること。

ウ 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(3) 入札回数

原則として1回とする。

(4) 再度の入札

ア 予定価格以上の有効な入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

イ 再度の入札は1回とする。

ウ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することはできない。

(ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(イ) 入札心得第 11 条により無効とされた入札をした者

(ウ) 入札心得第 12 条の規定により失格とされた者

10 入札参加の辞退

(1) 入札参加者は、参加資格確認通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

(2) 入札参加を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 入札前にあつては、入札辞退届を事務所に電子メールにより提出するものとする

イ 期日までに不着の入札書は辞退扱いとする。

ウ 提出先下記のアドレスに送信し、送信したことを電話連絡すること。

nambugesui-g09@gbox.pref.osaka.lg.jp

(3) 入札辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(5) 入札参加を辞退した者は、参加資格確認申請書受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

11 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める(以下「保留等」という。)場合があるものとする。

なお、保留等を行ったことにより入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) その他発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

12 公正入札調査の実施

11(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

13 入札金額

入札書に記載する金額は、「入札公告」による。 (「入札公告」の「6 提出書類一覧」参照)

14 入札保証金

(1) 入札保証金は大阪府財務規則(昭和 55 年大阪府規則第 48 号)第 61 条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札参加者が(1)を満たさない場合には、見積もった契約希望金額の 100 分の 2 以上の額の入札保証金を納めなければならない。

(3) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 2 に相当する額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

ア 大阪府入札参加停止要綱 別表 13(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

イ 大阪府入札参加停止要綱別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1か月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

15 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

16 落札者の決定方法

大阪府財務規則第 57 条の規定に基づいて定めた予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に高い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

落札者となるべき最高の価格での入札をした者が2者以上あるときは、再度入札を行い、再度入札を行ってもなお落札者が決定しない場合は、別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する(当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとする。)

17 入札執行の取扱い

入札執行の取扱いについては、この入札説明書の定めるほか、入札心得に定めるところによるものとする。

18 契約手続等

(1) 単価契約書

単価契約書を作成する。落札者は、単価契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内に事務所に提出しなければならない。但し、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に単価契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、大阪府は契約を締結しないことがある。

(2) 誓約書

落札者は、暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに事務所に提出しなければならない。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

(3) 契約保証金

大阪府財務規則第 68 条第5号により免除する。

(4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イからウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 暴力団排除措置規則第 3 条第1項に規定する入札参加除外措置を受けている場合、同規則第9条第 1項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合

ウ 府を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合

(5) (4) アからウまでにより、契約を締結しなくても、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

19 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申請書類等に虚偽の記載をした者には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。また、入札参加申請書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。

別紙 くじの方法

開札の結果、落札となるべき最高の価格での入札をした者が2人以上あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書(再度入札用)の「くじ入力番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書(再度入札用)の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値(000～999)を記入すること。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

入札書(再度入札用)が到着した順(入札書(再度入札用)提出日時順)に「0, 1, 2, …」と番号を割り当てる。同額入札の入札書(再度入札用)に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書(再度入札用)の数で除算し、余りを算出する。

上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の入札参加者を最上位(落札候補者)とする。

最上位の番号に1を足した番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を2順位とする。

2順位の番号に1を足した番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を3順位とする。

4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例)入札参加者中、3名が同額入札の場合

入札書が到着した順に番号を付与する。

A者………番号0

B者………番号1

C者………番号2

くじ入力番号の数の和を求め、同額入札者数を除算し、余りを算定する。

A者………(くじ入力番号072)

B者………(くじ入力番号123)

C者………(くじ入力番号452)

合計(072+123+452=647)

余り(647÷3=215…余り2)

順位の決定

最上位(落札候補者)は、余りと一致する番号であるC者

2順位は、2+1=3の番号が存在しないので、番号0のA者

3順位は、0+1=1と一致する番号であるB者